

1 3 畑作等促進整備事業関係

(1) 畑作等整備促進事業の仕組みについて教えてください。

事業の目的

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化、農業所得の減少等、大変厳しい状況にあります。このような状況の中、我が国の食料安定供給を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、国内外の需要の変化に対応しつつ、安定的に農産物を生産・供給できる農業構造を確立することがこれまで以上に必要となってきました。

このためには、需要に応じた生産や、収益性を高めるための農業の高付加価値化、畑作物・園芸作物の導入及び生産拡大等の課題に応じ、きめ細かい生産基盤の整備が重要です。

本事業は、畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備を支援し、農業競争力及び食料安全保障を強化することを目的として、令和5年度より創設されました。

事業の内容

主な実施内容は以下の通りです。

(1) 基盤整備（定率助成）

ハード事業	ソフト事業
・スマート農業導入支援 (1)GNSS 基地局整備	・スマート農業導入支援 (2)先進的省力化技術導入支援 (3)調査・調整、実施計画策定支援
・農業用排水施設	・品質向上支援
・暗渠排水	・条件改善促進支援
・土層改良	・高収益作物導入支援
・区画整理	・機械作業体系導入支援
・農作業道等	・労働生産性向上技術導入支援

1 3 畑作等整備促進事業

・農地造成	・指導
・農用地の保全	
・営農環境整備支援	
・小規模園地整備 (1)盛土 (2)園内道 (3)その他	
・粗放的農地利用整備	
・管理省力化支援	
・高付加価値農業施設支援	

(2) 整備済み農地の簡易な整備（定額助成）

ハード事業	ソフト事業
・ほ場の区画拡大	・条件改善推進費
・暗渠排水	・高収益作物転換推進費
・湧水処理	・新植・改植支援
・末端畑地かんがい施設	・幼木管理支援
・土層改良	・経営継続発展支援
・更新整備	・園芸作物モデル産地形成支援
・畑作転換工	・産地形成支援事業

実施要件

- ① 畑作等促進整備計画を作成していること。
- ② 農振農用地内であること。
- ③ 総事業費 200 万円以上。
- ④ 受益者が農業者 2 者以上。
- ⑤ 事業実施後は受益地内の全ての農地で水稻以外の作物を作付けすること。

1 3 畑作等整備促進事業

事業実施主体

県、市町村、土地改良区、土地改良施設を管理している認可地縁団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体、農業法人等。

補助率

① 定率の場合

内 訳	国	県	市町村 地元等	備考
県営	5 0 %	2 7 . 5 %	2 2 . 5 %	
	5 5 %	2 7 . 5 %	1 7 . 5 %	中山間地域等
団体営 (市町村)	5 0 %	1 4 %	3 6 %	
	5 5 %	1 4 %	3 1 %	中山間地域等
団体営 (改良区)	5 0 %	1 4 %	3 6 %	
	5 5 %	1 4 %	3 1 %	中山間地域等

② 定額の場合(ハード事業)

工 種	助成単価	備 考
田畑の区画拡大	25 万円/10a	(1)水路の変更を伴わないもの 畦畔の高低差 10cm 超かつ表土扱い実施
	23.5 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱い実施
	6 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱いなし
	3.5 万円/100m	畦畔撤去のみ
	10.5 万円/10a	緩傾斜化
		(2)水路の変更を伴うもの
暗渠排水	42 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 超かつ表土扱い有
	40 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱い有
	22.5 万円/10a	畦畔の高低差 10cm 以下かつ表土扱い無
	19 万円/10a	バックホウ工法かつ表土扱い有
	17 万円/10a	バックホウ工法かつ表土扱い無

1 3 畑作等整備促進事業

湧水処理	12 万円/10a	トレンチャ工法かつ表土扱い無
	10.5 万円/10a	掘削同時埋設工法の場合
	20.5 万円/100m	表土扱い有の場合
	18.5 万円/100m	表土扱い無の場合
末端の畑地かんがい 施設整備	29 万円/10a	樹園地の場合
	18.5 万円/10a	樹園地以外の畑地の場合
土層改良	6.5 万円/10a	ほ場外からの接続管
	2 万円/1 箇所	給水栓設置のみ
	28 万円/10a	反転耕
	2 万円/10a	混層耕
	2 万円/10a	堆肥施用
	1.5 万円/100m	明渠排水
更新整備	26 万円/10a	客土
	23.5 万円/10a	除礫
	12.5 万円/10m	用水路
	22 万円/10m	排水路
	11.5 万円/10m	農作業道
	4 万円/10m	排水口
畑作転換工	－	特認事業（事業申請時に認められたもの）
	1.5 万円/100m	額縁明渠工
	0.5 万円/10a	酸度矯正

※ハード整備をすべて農業者施工とする場合は、上限額が異なります。

※地域内農地集積型、高収益作物転換型以外は、福島県農業農村整備事業
補助金交付要綱の対象外

③ 定額の場合(ソフト事業)

工 種	助成単価	備 考
条件改善推進費	300 万円/1 年	ハード事業実施に必要な実施計画策定や 各種調査等を実施するもの
高収益作物転換推進費	300 万円/1 年	ハード事業の受益面積の 1/4 以上を 高収益作物に転換する場合
	400 万円/1 年	ハード事業の受益面積の 1/3 以上を 高収益作物に転換する場合

1 3 畑作等整備促進事業

新植・改植支援	500 万円/1 年 作物により異なる (要領別表 3 参照)	ハード事業の受益面積の 1/2 以上を 高収益作物に転換する場合 果樹園及び茶園における新植・改植
幼木管理支援	22 万円/10a	果樹に係るもの
経営継続発展支援	14.1 万円/10a 20 万円/10a 28 万円/10a 3 万円/10a	茶に係るもの 大苗の育成支援 代替農地での営農支援 省力技術研修支援
園芸作物モデル産地 形成支援	300 万円/1 年	生産体制の整備、試験栽培の実施等
産地形成支援事業	実施主体により 異なる (要領別表 4 参照)	水田における畑作物等への転換に向けた取組

留意事項

事業を実施しようとする場合、次に掲げる事項を定めた「畑作等促進整備計画」を地区毎に作成する必要があります。

- ① 事業の目的
- ② 年度毎の目標
- ③ 農地防災事業の実施の有無
- ④ 費用負担の方法
- ⑤ 施設の予定管理者及び管理方法
- ⑥ その他必要な事項